

# 交野市地域公共交通会議について

## 1. 条例制定の目的

道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要なとなる事項を協議するため、交野市地域公共交通会議を設置。 (施行期日:令和5年4月1日)

## 2. 会議体の主な内容

### ☆所掌事務 (第2条関係)

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客の運送の態様及び運賃等に関すること。
- (2) 本市の運営による有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (3) 本市の区域内における総合的な公共交通政策の推進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたこと。

### ☆組織構成 (第3条関係)

委員は20人以内をもって組織するものとし、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第9条の3第1項及び第2項に掲げる者を委嘱

- (1)第1項に掲げる者 市、一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体、住民、地方運輸局長、一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (2)第2項に掲げる者 道路管理者、都道府県警察、学識経験を有する者、その他必要と認める者

# 交野市地域公共交通会議の構成メンバーについて

名称	交野市地域公共交通会議	
構成	<p><u>道路運送法施行規則第4条の2第1項に定める者</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1)市町村</li><li>(2)一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体(路線バスやタクシー事業者及びその協会)</li><li>(3)住民又は旅客</li><li>(4)地方運輸局長</li><li>(5)一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体(労働団体)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>(1)都市計画部</li><li>(2)バス事業者(京阪バス株式会社) タクシー事業者(日本タクシー株式会社)</li><li>(3)区長会代表、一般市民(公募2名)</li><li>(4)近畿運輸局大阪運輸支局(2名)</li><li>(5)京阪バス労働組合 日本タクシー労働組合</li></ul>
	<p><u>道路運送法施行規則第4条の2第2項に定める者</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1)道路管理者</li><li>(2)都道府県警察</li><li>(3)学識経験者</li><li>(4)その他市長が必要と認める者</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>(1)枚方土木事務所、交野市都市整備部</li><li>(2)交野警察</li><li>(3)大学(摂南大学、龍谷大学)</li><li>(4)大阪府交通戦略室(行政) 交野市危機管理室(行政) 交野市企画財政部(行政) 交野市福祉部(行政)</li></ul>